

## 財団法人の抜本的改革の論点

### 1 現在の財団法人及び財団法人制度の実態

(1) 財団法人の中には社团的な運営がなされているものがあるのではないか。

- ・ 評議員会が理事・監事の選任や重要事項の決定を行い、社員総会と同様に機能している財団が見られること
- ・ 会員制を採る財団があること
- ・ 社団と同様に事業活動費を収益事業に依存している財団が少なくないこと

(2) 柔軟な財団法人運営の要請にどのように応えるべきか。

- ・ 社会の変化に応じた財団の事業内容の修正（寄附行為の変更）を認めること
- ・ 事業継続のための基本財産の一部取崩しや資産の運用に係る規制の撤廃
- ・ 寄附行為の変更手続、評議員の選任・評議員会の設置、最低基本財産額及び合併手続の法制化

### 2 財団法人が行っている事業を他の形態において行うことの適否

現在財団法人が行っている事業を行う形態としては財団法人のほか、社団法人や公益信託が考えられるが、これらにより財団法人が行っているような事業を適切に行うことはできるか。

検討に当たっては次の点に留意する必要があるのではないか。

(1) 出捐者意思の尊重

- ・ 出捐者が人（社団における社員）を募らなくとも、自己の意思を実現することができる法人形態は必要か。

(2) 社団について

法人に財産を出捐する出捐者の意思の尊重が最も重要であるとすれば、社団形態においては、次のような問題が生じるのではないか。

- ・ 社団の意思決定は社員総会の多数決によって行われることから、出捐者意思の尊重が確保されないのではないか。仮に出捐者意思を社員総会より上位に位置付けた場合、それは財団法人類型と同じものになるのではないか。

（例）事業が図書館や美術館の運営である場合には、社団化すると目的財産の散逸の可能性が大きくなり、出捐者意思（目的財産を維持するとの意思）の尊重を貫徹できない。

(3) 公益信託について

- ・ 信託とは信託行為の定めるところに従って受託者に信託財産を管理・処分させるものであるから、公益信託制度を改革したとしても、事業内容に弾力性を持たせることは困難ではないか。

- ・ 公益信託制度を改革し、例えば、運営委員会の設置を義務付けるなど、専門家による事業運営の導入が考えられないか。

### 3 改革後の財団法人

#### (1) 非公益非営利財団法人形態の可否

財団には構成員が存在せず、「構成員に利益を分配する」という意味で営利を目的とする財団は存在しないから、財団である以上、非営利ということになるが、公益を目的としない財団に法人格を認める制度を新設する具体的な必要性は強いとはいえないのではないか。

また仮に公益を目的としない財団の設立を認めた場合、次のような弊害が生じると考えられることから、公益を目的としない財団の設立を認めることは適当ではないのではないか。

強制執行逃れ・相続税逃れのための法人格の濫用

- ・ 債務者が財団法人の設立により差押えができない財産を簡易に作り出すことができるようになり、債権者に著しい不利益を与えることにならないか。
- ・ 財産隠匿に利用され、税の円滑な賦課徴収を妨げないか。
- ・ 家産の承継に安易に用いられるのではないか。
- ・ 強制執行逃れや相続税逃れの財団設立に対しては、債権者や国税当局が、裁判により個別に対処することは可能か。

財の効率的運用の妨げ

- ・ 財団の財産は特定の目的にのみ利用・処分される目的財産であり、財団が財を蓄積していくことは財の効率的運用を妨げ、財団が多数設立された場合には、財の効率的運用の観点から問題を生じないか。

#### (2) 公益を目的とした財団法人の設立方法

公益を目的とした財団法人の設立方法は、社団法人と同様、法人格は登記のみによって取得できるものとするか(準則主義)、法人格の取得に行政庁の一定の関与を設けることとするか。簡便性の観点に併せて適正性確保の観点をどのように考えるか。

検討に当たっては次の点に留意する必要があるのではないか。

#### ア 設立方法を準則主義とした場合

- ・ 設立方法が簡易であるため(1) のような問題が生じるのではないか。強制執行逃れや相続税逃れの財団設立には、債権者や国税当局が、裁判で個別

に対処することが考えられるが、実行手続が迂遠であり、実効性はあるか。

- ・ (1) のような問題に対処するため、公益事業を行うための組織要件（理事構成において親族等の割合を制限するなど）・公益性要件（公益事業が法人全体の活動の一定割合を占めていることなど）を定め、ディスクロージャーを義務付けることも考えられるが、この場合、要件違反について有効なチェックを行いうるか。
- ・ 公益性判断基準に合致しているか否かについて公証人や登記官の形式的な審査で十分か。
- ・ 設立後公益性が失われた場合、法人格も失われることになるところ、例えば、利害関係人の請求により裁判所が解散を命ずる制度を設けたとしても、請求を行う利害関係人のインセンティブは乏しく、実効性はないのではないか。

#### イ 設立手続において行政庁が一定の審査をする場合

- ・ 法人格取得と公益性判断を一体に行う必要があること、(1) のような弊害が生じるおそれがあることに鑑み、行政庁に一定の審査を行わせるべきではないか。
- ・ 行政庁の一定の審査を設けた場合においても、公益性基準について形式的な審査に止まる場合には、準則主義と同様の問題が生じ得るのではないか。

## 4 改革後の財団法人形態に係るガバナンス

### (1) 寄附行為変更手続の法制化

- ・ 寄附行為に変更手続の規定がない財団についても、社会状況の変化により寄附行為の変更の必要を生じ得ることから、寄附行為の変更手続を法制化してはどうか。
- ・ 寄附行為の変更は出捐者の意思に反しない範囲内で行うことができるとし、出捐者が明確に寄附行為の変更を禁じた場合にはできないこととするか、出捐者が明確に寄附行為の変更を認めた場合のみ行うことができることとしてはどうか。
- ・ 寄附行為の変更が出捐者の意思に反しない範囲内で行われたか否かを誰がチェックするのか。

### (2) 理事会、監事、評議員及び評議員会の設置の義務付け

- ・ ガバナンスの充実を図るため、法人の業務執行及びその監視機能の強化の観点から、実態上、設置されていることが多い評議員・評議員会・理事会を法律上明確化し、評議員等及び監事の設置を義務付けてはどうか。
- ・ ガバナンスの充実を図ったとしても、出捐者の意思に反した運営がなされている場合には、どのように対処すべきか。

(3) 最低基本財産額の法定

- ・ 財団には一定の財産的基礎が必要であるという考え方に立って、最低基本財産額を定めてはどうか。

(4) 基本財産の取崩しに関する規定の法制化

- ・ 寄附行為に基本財産の取崩しに関する規定がない財団についても、出捐者の意思に沿って公益事業を遂行するために基本財産を取り崩す必要が生じうることから、基本財産の取崩しに関する規定を法制化してはどうか。
- ・ 出捐者が明確に基本財産の取崩しを禁じているときにはできないものとしてはどうか。
- ・ (3)との関係をどのように考えるか。

(5) 合併手続の法制化

- ・ 出捐者の意思に反しない場合には、一定の手続きにより財団は他の財団と合併できることとし、その手続きを法制化してはどうか。